

電磁流量計変換器の物品購入契約に係る一般競争入札について

電磁流量計変換器の物品購入契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和8年10月13日

豊中市上下水道事業管理者 吉田 久芳

1 入札に付する事項

- (1) 件名
電磁流量計変換器
- (2) 納品場所
仕様書記載のとおり
- (3) 概要
電磁流量計変換器 一式（仕様書のとおり）
- (4) 期間
契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- (5) 入札方法
本入札は、郵送入札により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において豊中市物品・業務委託等入札参加資格の認定を受けていること。ただし、当該認定の際に提出した業者登録カードに産業用電気機械器具の認定に係る記載をした者であること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった

場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 仕様書、現場説明書、豊中市上下水道局物品入札心得及び入札書（以下「仕様書等」という。）の配付

(1) 配付期間

令和8年10月13日（火）午前9時から令和8年10月29日（木）午後5時まで

(2) 配付方法

「豊中市上下水道局ホームページ>トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約情報>お知らせ」に掲載する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

「豊中市上下水道局ホームページ>トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約情報>お知らせ」に掲載する。

(2) 期間

令和8年10月13日（火）午前9時から令和8年10月29日（木）午後5時まで

5 入札の期間及び方法

(1) 入札書の提出方法

現場説明書及び「郵送による入札について」に従い、書留郵便、特定記録郵便又はレターパックにより(3)の提出先に提出すること。

(2) 入札書の提出期間

令和8年10月27日（火）から令和8年10月29日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

豊中市北桜塚4丁目11番18号

豊中市上下水道局経営部総務課（豊中市上下水道局庁舎4階）

(4) 開札日時及び方法

ア 開札日時

令和8年10月30日（金）10時00分

イ 開札場所

豊中市上下水道局庁舎4階 西会議室

ウ 開札方法

ア及びイに記載している日時及び場所で、当該入札事務に関係のない職員の立会いのもと、入札書の開札を行う。立ち合いを希望する入札参加者は、事前連絡の上、1事業者1人まで開札に立ち会うことができる。

(5) その他

ア 入札書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札書は、返却しない。

ウ (1)に定める提出方法以外の方法による入札書の提出は、受け付けない。

6 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は、1回を限度とする。

7 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき金額の入札をした者が2者以上ある場合は、「郵便入札におけるくじの取扱いについて」の方法により落札者を決定する。

8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市上下水道局会計規程（平成13年企業管理規程第2号）第47条第1号又は第3号の規定を適用できる場合は免除することができる。また、同規定第48条各号に掲げる有価証券のほか、豊中市上下水道事業管理者が確実に認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市上下水道局物品入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 契約の締結

契約書を作成する。

11 その他

入札参加者は、仕様書等を熟読し、豊中市上下水道局物品入札心得を遵守すること。

12 問合わせ先

豊中市北桜塚4丁目11番18号

豊中市上下水道局経営部総務課（豊中市上下水道局庁舎4階）

電話（06）6858－2913